環境創造・資源循環委員会 平成 19 年 11 月 29 日 環境創造局説明資料

公園遊具について

~使用禁止措置中の遊具の今後の対応及び「遊具点検マニュアル (案)」~

6月及び7月に連続して発生した遊具事故を受け、都市公園をはじめとする市立保育園、 市立学校、市営住宅など市内公共施設3,391か所のすべての遊具20,642基について、総 点検を実施いたしました。

その結果につきましては、去る9月26日に、当委員会においてご報告させていただきましたが、総点検の際に使用禁止措置を行った遊具の今後の対応及び現在改訂作業を進めております「遊具点検マニュアル(案)」につきまして、ご報告いたします。

1 使用禁止措置中の遊具の今後の対応について

現在、<u>使用禁止措置中の遊具(都市公園内 1,944 基、都市公園以外 286 基、計</u> 2,230 基)につきましては、今後以下のように対応することといたしました。

(1)都市公園

使用禁止措置中の遊具	数量	今後の対応
使用しないほうが良いと判断 した遊具	949 基	11月10日までにすべて撤去済み
修繕により使用可能となる遊 具	891 基	12月末までに修繕を完了
精密点検等を行う遊具	104 基	12月末までに点検完了 3月末までに修繕または撤去完了
合 計	1,944 基	

(2)都市公園以外の施設(子どもの遊び場、市営住宅、市立学校、市立保育園等)

施設名	数量	今後の対応		
都市公園以外の施設	286 基	12月末までに撤去及び修繕完了予定		

2 撤去した遊具の再設置について

遊具を撤去したあとの新たな遊具の設置につきましては、地域の方々のご要望等を 伺いながら、平成20年度以降、順次実施してまいります。

3 「遊具点検マニュアル (案)」について

新たな「遊具点検マニュアル」につきましては、学識経験者・専門技術者及び利用者代表からなる外部有識者委員会*のご意見をいただきながら、改訂作業を進めてまいりましたが、このたび委員会の承認を得て「遊具点検マニュアル(案)」を策定いたしました。

今後、職員による試験運用を実施し、来年度からの本格運用を目指します。

裏面に外部有識者委員会委員名簿あり

■ 遊具の安全管理に関する検討委員会 委員名簿

(敬称略)

	氏 名	所属・役職
委員長	*^* *** *** *** *** *** *** *** *** ***	桐蔭横浜大学客員教授
委 員	くろやなぎ いちぇ 黒柳 市枝	公園利用者代表
委 員	なくおか たかずみ 福岡 孝純	帝京大学教授
委 員	まるやま ともまさ 丸山 智正	(株)丸山製作所 代表取締役社長
委 員	やまもと のりお 山本 教夫	(社)日本公園施設業協会 専務理事

遊具点検マニュアル (案) 【抜粋版】

平成19年10月

横浜市環境創造局

遊具点検マニュアル目次

1. 本マニュアル(案)の目的	 . 1
2. 本マニュアル(案)の取扱	 . 1
3. 適用範囲	 . 1
4. 点検の目的と種類	
(1) 点検の目的	 . 1
(2) 点検の種類	 . 2
(3) 点検体制と記録・報告	 . 3
(4) 定期点検の実施回数	 . 4
5. 点検作業のポイント	
(1) 点検方法	
ア:目視・触診	 . 4
イ:聴診	 . 5
ウ:打診	 . 5
工:計測	 . 5
(2) 点検時に準備する道具類	 . 5
(3)道具の使い方	
ア:テストハンマー	 . 5
イ:ノギス	 . 6
ウ:電動インパクトドライバー	 . 6
(4)材料別にみる点検のポイント	
ア:金属類	 . 6
イ:木質類	 . 7
ウ:プラスチック系材料	 . 7
工:繊維系材料	 . 7
(5) 部材の耐用年数	 . 8
6. 点検後の措置	
(1) 点検及び措置フロー	 1 0
(2) 用語の説明	 1 1
(3)措置の方法	 1 3

7. 遊具ごとの点検ポイント

(1)	#	涌	項	日
(T)	$\overline{}$	ᄪ	欠	\blacksquare

ア:全体	1	5
イ:基礎	1	7
(2)すべり台	1	ć

1. 本マニュアル(案)の目的

本マニュアル(案)は、子どもたちやその保護者が安全に、かつ安心して都市公園に設置された遊戯施設(以下、「遊具」という。)を利用し、また利用させられるよう、本市職員が巡回方式で遊具の点検業務*を行う際の留意点、実施方法、異常の判定、異常と判定された際の措置方法等を定めたものである。

※主として、本マニュアル (案) に定める「定期点検」を指す。「定期点検」の位置付けについては、「4 点検の目的と種類 (2)点検の種類」を参照すること。

2. 本マニュアル(案)の取扱

本マニュアル (案) は、当面の間 (案) として試行する。本マニュアル (案) に 定める事項や様式については、試験運用による検証を経て、適宜加除修正を行うこ ととする。

3. 適用範囲

(1)対象とする遊具

本マニュアル(案)により点検の対象とする遊具は、都市公園に設置された遊 戯施設で屋外にあるもの、かつコンクリート基礎や地中に埋め込む等により固定 された遊具を対象とする。

なお、本市が管理する都市公園以外の施設(子どもの遊び場、市営住宅のプレイロット、保育園、小・中学校等)に設置された遊具についても、本マニュアル(案)を準用し、点検を行うことが望ましい。

(2)点検実施者

本マニュアル(案)は、原則として都市公園の維持管理に携わる本市職員(都市公園の指定管理者を含む。)が実施する定期点検(3.(2)点検の種類 参照)について適用するものとする。

なお、上記以外の本市職員が実施する場合や業者等に委託して定期点検を実施 する場合においても、本マニュアル (案) を準用することが望ましい。

4. 点検の目的と種類

(1)点検の目的

点検は、安全に遊具を利用に供する上で不可欠な作業であるとともに、遊具の 劣化状況の質と量を正確に把握することにより計画的な保全・更新を行うための 基礎データとすることを目的とする。遊具の点検は、以下の4つの視点から行う。

- ① 安全の確認
- ② 快適性の確認(修景・美観・清潔さを含む)
- ③ 機能の保全 (消耗した部材の交換等)
- ④ 劣化状況等の施設情報の収集

(2)点検の種類

本市で行う遊具の点検作業には、「日常点検」、「定期点検」と「精密点検」があり、それぞれ次頁の表のように区分する。

施設管理者は、各点検の内容を正しく理解した上で、年間計画を立案し、点検を実施しなければならない。以下に、点検の目的と内容・頻度・実施者を示す。

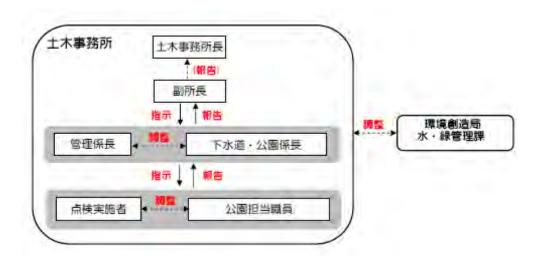
点検	の種類	目的と内容	頻度	実施者
日常	点検	日常的に行う巡回時に、 主として遊具の外観を目 視することにより、異常 の有無を確認する。あわ せて、設置面や植栽など を含めた遊具周辺の確認 も行う。(※1)	巡回時に実施する。	日常点検は、原則として、 公園に常駐する市職員ま たは指定管理者等が行う。 なお、職員が常駐しない公 園にあっては、巡回時や他 の作業時にあわせて行う こととする。
定期点検		遊具の異常等の有無を調べ に行う点検。点検の内容は 2種類に分類する。本マコ 基づき実施する。	定期点検は、原則として市職員または指定管理者等が行う。 詳細点検については、業者	
	通常点検	可動部、チェーン、ロープ、ネット等主に消耗し やすい部材の点検及び交 換等を行うことを目的と して実施する。		等に委託して行うこともできる。
	詳細点検	基礎部や柱・梁等の主要 構造部材及び接合部等、 施設の構造上重要な部分 の劣化状況について、確 認することを目的として 実施する点検。通常点検 と同時に実施する。	年 1 回実施する。	
精密	i点検	定期点検により異常が発見され、更に精度の高い診断が必要な場合に、専門業者に委託して実施する。必要に応じて、分解作業や測定機器による検査等もあわせて行う。	必要に応じ実施する。	専門業者に委託して行う。

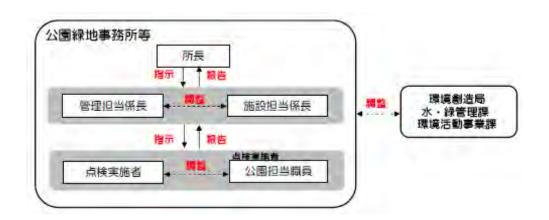
- ※1 日常点検における点検ポイント等については、「7 施設ごとの点検ポイント 共通項目(全体)」を参照すること。
- ※2 通常点検を年 4 回以上実施する場合、「7 施設ごとの点検ポイント」に示した 点検頻度については、遊具ごとの特性や設置された場所の環境に応じて、4 回以上 の範囲で適宜設定することができる。

(3) 点検の体制と記録・報告

ア: 点検の体制(日常点検・定期点検)

点検に伴う報告及び指示の系統は次のとおりとする。





イ:班の編成(定期点検)

定期点検は、点検作業における相互協力(2名で同時に力を加える、1名が力を加え、1名がチェックする等)と、チェック漏れや記録漏れの防止、ならびに措置法判定の確実性を高めるための相互協議ができるよう、必ず2名以上で班を編成し、相互に確認しながら実施する。

点検時に準備する道具類は、本マニュアル(案)の別紙「定期点検標準工具等一覧」を参照すること。

ウ:記録と報告(定期点検)

定期点検に際しては、様式2のチェックシートを携行し、シートの項目及び 方法に従い、通常点検ならびに詳細点検を実施し、記録する。また、異常を発 見した場合は、遊具ごとの点検ポイントに示す措置法判定ガイドラインに従い、 速やかに必要とされる措置を行うとともに、写真による記録もあわせて行う。 記録した点検結果については、様式1により所属長(課長級)まで報告し、 決裁をとること。

なお、緊急を要する場合や、措置方法について判断を要する場合には、応急の使用禁止措置(5.(2)措置の方法 参照)を行なった後、速やかに報告し、指示を受けること。

(4) 点検の実施回数 (定期点検)

都市公園の遊具の定期点検は、年4回(うち1回は、詳細点検を兼ねる)実施することを原則とする。

4. 点検作業のポイント

遊具には、金属類・木質類・プラスチック系材料・繊維系材料など、さまざまな 材質の部材が使用されており、それぞれの特性に応じた点検を実施する必要がある。

過去の事故事例などを踏まえて、事故につながる危険性のあるポイントを特に重 点的に点検する。

点検を円滑に行うために要注意箇所、巡回のルート・順番を予め決めておく。

消耗部材は、遊具の利用状況により磨耗の進行が異なるので、日頃から遊具の利用状況をよく把握し、部材の交換周期の目安を立てる。

遊具の点検とともに、公園の利用形態、主な利用者の属性(年齢)、施設の配置等に配慮し、公園全体の安全確認を心がける。

異常の判定に迷うような場合には、応急の使用禁止措置を行なった後、当該部分の写真撮影を行って、担当職員や所属長に報告し、指示を受けること。

(1)点検方法

ア:目視・触診(日常点検・定期点検)

目視・触診は、対象となる施設を実際に観る(目視)、手で触れる(触診)、 押す・揺らす・動かすことで、劣化状態や異常を判定する方法である。

各種点検方法のうち最も簡便な方法であるが、定期的な観察により異常の早期発見が容易になる。

触診を行う場合には、必ず素手で行う。子どもが触れた時に怪我につながるような極端なざらつき、鋭利な断面等があった場合には、速やかに応急の使用禁止措置等を講じること。

施設の異常により利用者が落下したり、大きな怪我をしたりする可能性が高い部分については、体全体の重量を掛けるなどにより、重点的に行う。(高所に設置されている落下防止柵の接合部など)

特に可動部分を伴う遊具については、必ず動かしてみて、スムーズに動くか 否か、動き方に変状がないか、などについて確認する。また、可動部分の磨減 や変形の有無についても、確認する。 施設の支柱などについては、ぐらつきの点検として、強く手で押したり、ゆ すったり、体全体の重量を掛けたりする。

また、利用する子どもの大きさや目線に注意して、屈んだり、覗いたりして 確認することも重要である。

イ:聴診(定期点検)

聴診は、可動部など動的な機構を有する部分において、実際に当該部分を作動させて、そこから発生する音を聴くことで、当該部分の異常の有無を判定するものである。以下に、聴診の留意点を整理する。

異常音が発生した場合は、その大半は可動部の油ぎれなどが原因と考えられるが、部材の損傷等により異音が発生している場合もあるため、可動部に、オイルやグリースを注油した上で、再度作動させ、異音が解消されているか確認する必要がある。

ウ:打診(定期点検)

打診は、テストハンマーなどを用い、部材を叩くことで、目視や触診だけではわからない微妙な異常を察知する方法である。叩いた時の音や手に伝わる感触、表面(塗膜や錆)の剥離の状況などから、木材の腐朽や鋼材の腐食状況をはじめ、ボルトの緩みなどの異常を、ある程度判定することができる。

打診を行う際は、類似部位の健全部の状態と比較するなどして、判定すると良い。

ただし、打音による判定は、熟練や経験を要するため、異常の判定にあたっては、打音のみによるのではなく、他の診断方法も合わせて行った上で総合的に判断すること。

工:計測(定期点検)

計測は、メジャーやノギスなどの計測器具を用いて、設置時と点検時との部 材の摩耗等の変化を計測し、変位の状態を確認するものである。

(2) 点検時に準備する道具類 (定期点検)

別紙「定期点検標準工具等一覧」参照

(3)道具の使い方

ア:テストハンマー

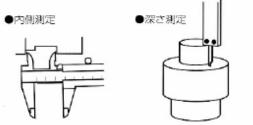
機械の部品を叩き、手に伝わる感触と反響で、緩み、ヒビ割れ、減耗状態などを判断する。鋲の縁やナットに指を当て、テストハンマーで鋲頭を叩くと、弛んでいれば指先に微妙な振動が感じられ緩みが良く分かる。慣れれば叩いた時のハンマーの反動のみで弛みが判る。パイプ内にどのぐらい水が入っているかも叩いた音の感じで水位が判断できる。下から上に 叩いていき音が変わる位置が水面である。その他の利用方法としては、叩いて錆を落す、慣れてくると板がどの程度薄くなっているかが判断できる。

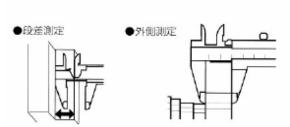
ノギスの使い方

ノギスは定規とバス(幅を測る道具)を一体にしたもので、 工場や機械加工現場などで広く使われている測定器のひと つです。

※1/20mmまでの精度で物を測定することができます。 (1/100まで測定することができるデジタル式もあります。)

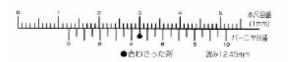




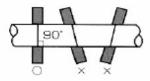


●目盛りの読み方

- ①まず、バーニヤ目盛のOの所の本尺目盛を読みます。この図の場合12mmと13mmの間にありますので12mmと読みます。
- ②次にバーニヤ目盛と本尺目盛の合わさった所のバーニヤ 日盛を読みます。バーニヤ目盛は1日盛が0.05mmなので、 図では0.45mmです。
- ③最後に本尺目盛の数字とバーニヤ目盛の数字を足します。 下図の場合は12mm+0.45mm=12.45mmとなります。



- ●ノギスのクチバシやジョウは測定物に直角にあてる事が大切です。
- ●ノギスは精密測定器です。落としたり、ぶつけ たりしないように大切に扱ってください。



ウ:電動インパクトドライバー

出力軸に一定の負荷がかかると、ハンマーがモーター側に後退し、次の瞬間 スプリングの力で再び前進。出力軸を回転方向に打撃し大パワーとなる機構。 長いネジ締め作業や太いボルト締め作業に適している。

(4)材料別にみる点検のポイント

ア:金属類

金属類の劣化は、表面処理(塗装など)が剥離することで、当該部分が発錆 し、腐食することにより起こる。以下に、材料が金属類の場合の点検ポイント を整理する。

- ●腐食・劣化の確認
 - ①支柱等の地際部:直接土に接する部分
 - ②利用者が直接ふれる可能性のある部分
 - ③雨水が溜まりやすい部分
- ●摩耗や変形の確認
 - ①揺動部や回転部などの可動部分:回転軸・ベアリング・軸受け類

- ●ボルト類の緩みや脱落の確認
 - ①接合部分:特に構造的に大きな力が作用する部分
- ●継ぎ手金具の破損の確認

イ:木質類

木質類の劣化には、腐朽・ひび割れ・ささくれ・欠損・節抜け・摩耗・折れ・ ぐらつき・たわみ・接合部分の摩耗などがある。以下に、材料が木質類の場合 の点検ポイントを整理する。

- ●腐朽しやすい場所の確認
 - ①水平に設置された材の上面
 - ②ひびわれの内部
 - ③支柱等の地際部分
 - ④木部同士の接合部
 - ⑤ボルトなどの金属部との接合部
- ●風化による変状の確認
 - ①乾湿の繰返しによる割れの発生と助長
 - ②長期使用による風化(細り)
 - ③釘頭の突出など

ウ:プラスチック系材料

プラスチック系材料の劣化には、欠け・ひび割れ・波打ち・湾曲・損傷などがある。また、他の材料に比べ膨張係数が大きく、紫外線による劣化もある。 熱に弱く、火気に触れることにより溶け、穴があいたり、変形することがある。 以下に、材料がプラスチック系材料の場合の点検ポイントを整理する。

- ●利用者が直接ふれる可能性のある部分(特に熱により、変形したり穴があいたりしている部分)
- ●継ぎ目部分
- ●ボルト穴の周辺部分
- ●繊維の表面露出・ひび割れ・変形:ガラス繊維強化プラスチック (FRP)
- ●合成ゴムの多くは、クッション材やパッキン材として利用されており、劣 化などにより弾性が低下していると、必要とされる機能が維持できない。

工:繊維系材料

繊維系材料の劣化には、ほつれ・断線・編み込み部の解け・伸び・たるみなどがある。以下に繊維系材料の場合の点検ポイントを整理する。

- ●他の部材との結束部分
- ●ネットやロープの編み込み部分
- ●ネットやロープと地面(他の施設や部材)とのクリアランス
- ●比較的早期の劣化が認められるため、強度の維持状況について確認する。

(5)部材の耐用年数

定期的な交換が必要な部材と、交換時期の目安(参考値)

ア:ブランコ、タイヤブランコ、ターザンロープ等

吊り金具 (ベアリング)3~5年吊り金具 (シャックル・フック)3~5年吊り鎖 (チェーン・ロックチェーン・ロープ)5~7年座板 (木製・ゴムカバー・タイヤ)3~5年

イ:砂場

砂 7~10年

ウ:スプリング遊具

スプリング (バネ・板バネ・ラバー) 3~5年

エ:ターザンロープ

ケーブル 7~10年

オ:複合遊具等の

ネット類 $5\sim7$ 年 FRP部分 $7\sim1.0$ 年

※ただし、ここに示す交換時期は目安であり、設置された環境や使われ方等の 条件により大きく変わるものである。このため、部材の交換に際しては、こ の目安を参考に、各点検の際に摩耗の進行状況を常時把握しながら、適宜判 断することが望ましい。

◇参考:素材の耐久性(無処理の素材(心材)を対象とした場合)

木材の耐久性(耐腐朽性)は、心材部分を屋外に接地し使用に耐えられなくなるまでの平均年数で示す。

表1. 各樹種の心材の耐腐朽性(耐久性)

耐腐朽性の区分 (平均而用年数)	日本材	北米、欧州、豪州材	熱帯産材
大 野外7~8.5 年	ヒバ ケヤキ、ヒノキ、 クリ	ベイヒ、ベイヒバ、ベ イスギ	マホガニー、ボンゴシ
中 野外5~6.5 年	スギ、カラマツ、ナラ	ベイマツ (マウンテン)、ダフリカカラマ ツ	ケンパス、クルイン
小 野外3~4.5年	モミ、アカマツ、クロ マツ	ベイツガ、オウシュウ アカマツ、ベイマツ (コースト)	アピトン、レッドラワ ン、ユーカリ
極小 野外2.5年以下	トドマツ、エゾマツ、 ブナ	ベイモミ、スプルー ス、ラジアタパイン	アガチス、ジェルトン ラミン、 オベチェ、 パラゴムノキ







木材の腐朽 (褐色腐朽)

各種材料別の劣化状況写真

■炭素鋼材









①発錆段階

2錆段階

③腐食段階

④穴あき状態

■その他鋼材





ステンレス鋼の錆

鋳物の錆

■木材







①腐朽の初期段階

②腐朽の中期段階

③腐朽の最終段階

■その他材料









樹脂系素材の劣化状況

FRPの劣化状況

ゴム系素材の劣化状況

ロープ類の劣化状況

5. 点検後の措置

(1) 点検及び措置フロー (定期点検) 点検時に行う措置 定期点検 あり なし 応急的な 異常の 継続使用 有無 使用禁止措置 修理完了 可能 その場で 開放 修理可能 不可 仮復旧を行った上で 可能 その場で 修繕等手配 -旦開放 仮復旧可能 不可 修繕完了 本格的な 精密点検 開放 使用禁止措置 が必要か 必要 不要 可能 修繕が 修繕等手配 精密点検発注 可能か 不可 修繕完了 精密点検 撤去 開放 点検後に行う業務

※ 日常点検において、異常を発見した際もこの措置フローに準ずる。

前ページのフロー図における判断の留意点は以下のとおりである。

- ① 安全性の判断(ただし、緊急の場合を除く)および修繕・撤去の判断については、必ず担当者及び所属長に報告し、個人としてではなく組織として判断するようにすること。また、必要に応じて、製造者にも意見等を求めること。
- ② 緊急の必要がある場合には、点検者自身の判断によって、速やかに応急の使用禁止措置をとるとともに、必ず所属長に報告する。その際には、危険箇所への措置を確実に行い、二次的被害が発生しないようにすること。
- ③ 過去の事故事例等に照らし、判断に反映させるよう、努めること。

(2)用語の説明

ア:措置

点検の結果、遊具に異常などが確認され、報告だけではなく、何らかの対策 を講じる必要がある場合に実施する対応策。

イ:応急の使用禁止措置

現場での応急的な対応であり、携帯している立入禁止テープ、バリケード、カラーコーン、安全ロープ、ブルーシートなどを用いて施設を囲い込むことにより、当面の間、利用者が利用できないようにする措置。

その際には、使用禁止の旨を確実に明示すること。

ウ:本格的な使用禁止措置

遊具の使用禁止が長期におよぶと予測される場合、B型バリケードや板囲いなどにより、確実に利用者が利用できないようにする措置。その際には、使用禁止の旨と予測される危険及び使用禁止の予定期間を確実に掲示すること。

工:修理

現場に携帯した純正又は同等の材料を用いて、当初の機能復旧を図る措置。 例えば、ブランコのチェーンが摩耗していたり、座板が損傷していた場合、純 正又は同等品を用いて機能復旧を図るような場合。

才:仮復旧

現場にある道具あるいは材料を用いて、修繕が実施されるまでの一時的な期間、安全に利用できる状態にする措置。例えば、遊具のデッキ部等で板に穴があいていた箇所を、持ち合わせていたコンパネで塞いで、当面の機能を確保できるような場合。

仮復旧を行う場合は、二次的な事故が起きないよう、十分に配慮すること。

力:修繕

専門業者が、純正品を用いて行なう機能復帰作業。



▲ 応急の使用禁止措置の事例



▲ 応急の使用禁止措置の事例



▲ 本格的な使用禁止措置の事例



本格的な使用禁止措置の事例



▲ 部分的な使用禁止措置の事例





▲ 仮復旧の事例



(3)措置の方法

措置の手順及び留意点について、以下に示す。

- ① 点検時に遊具の異常が確認された場合、速やかに応急的な使用禁止措置を 講じること。その際には、危険箇所への措置を確実に行い、二次的被害が 発生しないようにすること。
- ② その場で手持ちの材料を用いて修理(または仮復旧)が可能な場合には、 修理(または仮復旧)を行い、使用禁止を解除して開放する。
- ③ 現地で確認された異常の概要、ならびに修理または仮復旧などの措置の状況を担当職員及び所属長に報告する。
- ④ 所属長は、仮復旧を行なったものについて、速やかに修繕などの手配と実施を進めること。
- ⑤ 使用を禁止する必要があると所属長が判断した場合は、できるかぎり速やかに、本格的な使用禁止措置を実施する。
- ⑥ 本格的な使用禁止措置の実施後は、速やかに精密点検の要・不要の判断を 行い、必要な場合は精密点検を実施する。
- ⑦ 修繕工事の中で判断を行なうことが可能な場合は、修繕を発注し、可能な 場合は修繕をして開放、修繕が不可能な場合は撤去を行なう。

7. 遊具ごとの点検ポイント

- (1) 共通項目ア 全体イ 基礎
- (2) すべり台

共通項目 (全体)





▲ 柵の破損 (溶接部の折れ)



▲ いたずら書き



▲ 支柱天端の腐食



▲ チューブトンネルの焦げ跡

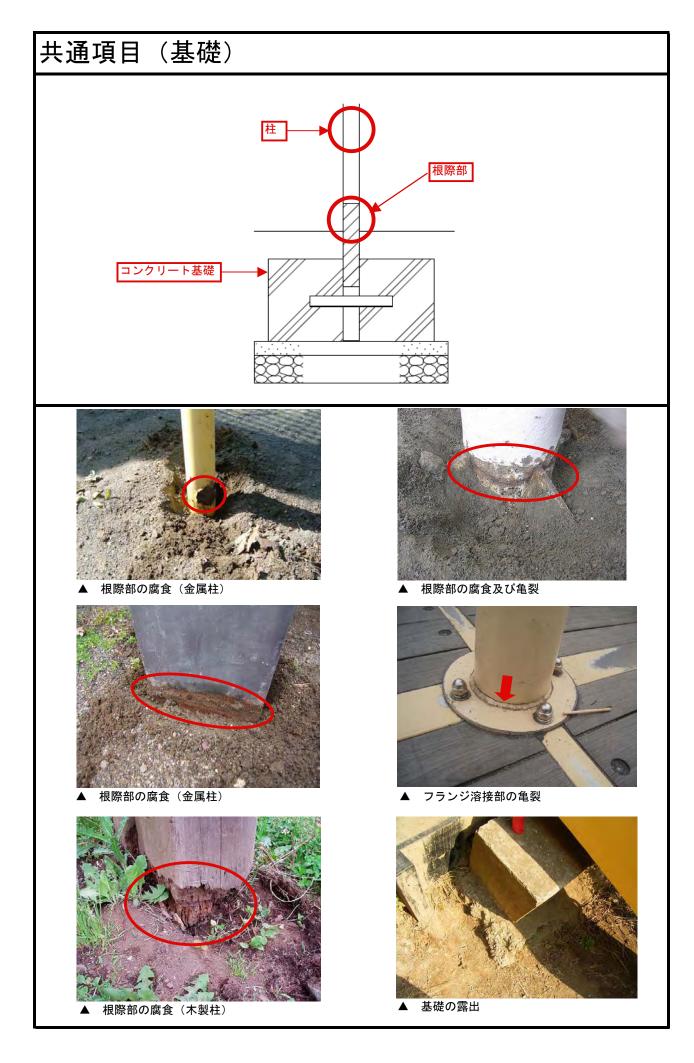


▲ ドームパネル破損



▲ 安全領域内の石

点検	点検ポイント【共通項目(全体)】							
点検部位 点検		点検ポイント	点検方法	異常の判定	措置方法判定ガイドライン			
点 快	即加	頻度	点検小1 ノト	总快万法	異常の判定	その場で実施 する措置	使用禁止措置	
外観		巡回時	全体に破損やゆが み・傾きはないか	目視	破損やゆがみ・傾 きがある	使用禁止にする		
		巡回時	ひもやガラス片な どの異物が追加さ れていないか	目視	異物が追加されている	追加されているも のを除去する		
		巡回時	落書きはないか	目視	落書きがある	できる限り消す	人権に関わる落書 きを発見した場合 は、全体を覆い隠 して現場を保全す るとともに、直ち に所属に連絡する	
表面		4回/年	突起やささくれは ないか	目視、触診	危険な突起やささ くれがある	突起やささくれの 除去を行う	突起やささくれの 除去が不可能な場 合は部分的な使用 制限を行う	
強度		4回/年	ぐらつき等はない か	通常の2倍程度の 荷重をかけてみる (大人2人で押し てみる、使ってみ る)	ぐらつき等がある	使用禁止にする		
遊具周り		巡回時	着地面や遊具周辺 に大きな凹凸、石 などの異物はない か	目視	地面の凹凸や石などの異物がある	不陸整正を行う 支障となる異物を 除去する		
		巡回時	遊具周辺に樹木の 枝はないか	目視	樹木の枝等が支障 となっている	支障木、支障枝を 除去する		
その他								

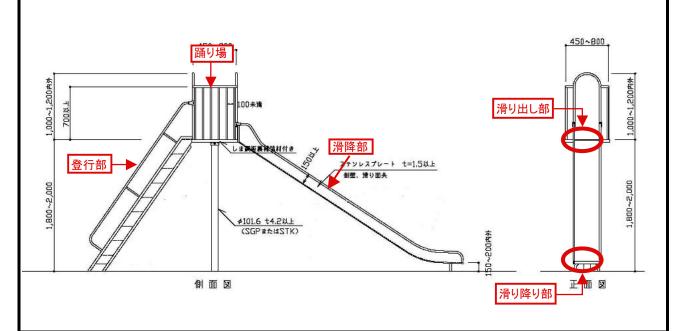


点検ポイント【共通項目(基礎)】								
点検部位		点検	点検ポイント	上 点検方法	 異常の判定	措置方法判定ガイドライン		
.m. 15	Ε ΕΙ Ρ Ι Σ Σ	頻度	点候外行プ 育	从 快刀丛	英帝の刊定	その場で実施 する措置	使用禁止措置	
本体		4回/年	コンクリート基礎 が大きく露出して いないか	目視	コンクリート基礎 が大きく露出して いる	埋め戻しが可能な 場合は埋め戻す (※1)		
		1回/年	コンクリート基礎 に亀裂や割れはな いか	目視	3分の1以上の基礎 に亀裂や割れが生 じている	使用禁止にする		
		4回/年	モルタルの欠損は ないか	目視	モルタルが欠損し ている	(※1)		
柱 (金属)	根際部	4回/年	根際の部分に錆や 腐食はないか	目視で塗膜のはが れや浮き、錆がな いか確認場合はテ ストハンすの度 より、錆る を確認する	塗膜のはがれや浮 き、錆が見られる		錆により部材に穴が開いている、または錆が開いてい層状にでいる、またはがいるでは、穴が開く状態に極めていま変の錆が見られる場合	
		4回/年	防食テープにキ ズ・ゆるみ・剥が れはないか	防食テープにキズ やゆるみがある場合は、防食テープ をはがし、金属部 に錆や腐食がない か確認する	金属部に錆、腐食がある	タッチアップを行 う (※2)	錆により部材に穴 が開いている、に が関いてい層状に がいて が等、穴が 開く状態に極め が見 いる場合	
		1回/年	アンカーボルトに 異常はないか	目視、ハンマーに よる打診	浮きやぐらつき等 がある	使用禁止にする		
		1回/年	フランジの溶接部 に異常はないか	目視で溶接がれやで溶接がれる ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	塗膜のはがれや浮 き、錆が見られる 亀裂がある		錆にいま が開いてがいいではいいではいいではいる。 はいてがいではいでがいではいでがいではいでがいではいでがいではできる。 はいてがいではいいではいいではいるがいます。 はいていまではいいではいるが、これではいる。 はいではいるが、これではいるではいるが、これではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいる	
柱 (木材)	根際部	4回/年	根際の部分に腐食 はないか	目視、ハンマーに よる打診	腐食がある		ハンマーが木部に 貫入する、または 腐食に伴いハン マーの打撃により 部材の一部が剥離 する場合	
		4回/年	腐食防止部材(鉄 板、銅板等)と木 部に隙間が生じて いないか	目視、ドライバー 等による貫入	隙間が生じている		隙間により柱にぐ らつきが生じてい る、またはドライ バー等が木部に貫 入する場合	
その他								

^{※1} 埋め戻しができない場合及びモルタルが欠損している場合は、写真等で記録し所属に報告する。

^{※2} 塗膜の劣化や錆があった場合には、後日修繕等で再塗装を行う。

すべり台





滑走部溶接部分の割れ



滑り降り部端部の亀裂



▲ 滑走面の穴



踊り場の腐食



ローラーすべり台のローラー破損



▲ ローラーすべり台のローラー破損

点検ポイント【すべり台】							
点検部位 点検 頻度		上やポノヽ. し	占按士法	田帯の割中	措置方法判定ガイドライン		
			点検ポイント	点検方法	異常の判定	その場で実施 する措置	使用禁止措置
主要構造	基礎	4回/年			(共通項目参照)		
部	柱、梁	4回/年			(共通項目参照)		
継ぎ手	本体	4回/年	変状(ヒビ、割れ、ゆがみ、破 損)はないか	目視、触診、ハンマーによる打診	ヒビ、割れ、ゆがみ腐食がある	遊具全体を使用禁 止にする	
	ボルト	1回/年	緩みがないか	ボルトをレンチ等 で締める	ボルトに緩みがあ る	ボルトの増し締め	
登行部	手すり	4回/年	変状(ガタツキ、 ヒビ、割れ、ゆが み、破損)はない か	目視、素手による 触診、揺すってみ る	ガタツキ、ヒビ、 割れ、ゆがみ腐食 がある	遊具全体を使用禁 止にする	
	踏み板	4回/年	変状(ヒビ、割 れ、ゆがみ、破 損)はないか	目視による確認	ヒビ、割れ、ゆがみ腐食がある	遊具全体を使用禁 止にする	
踊り場	床材	4回/年	変状(ヒビ、割 れ、ゆがみ、破 損)はないか	目視による確認	ヒビ、割れ、ゆがみ腐食がある	遊具全体を使用禁 止にする	
	落下防止柵	4回/年	変状(ガタツキ、 ヒビ、割れ、ゆが み、破損)はない か		ヒビ、割れ、ゆがみ腐食がある	遊具全体を使用禁 止にする	
滑降部	滑降面 側板	4回/年	変状(突起物、ヒ ビ、割れ、ゆが み、破損、溶接部 の破損注意))は ないか	目視、素手による触診、揺すってみる		遊具全体を使用禁 止にする	
地表部	滑降面 滑り出 し、滑り 降り部	4回/年	滑り出し部、滑り 降り部が磨耗し、 亀裂が生じていな いか	目視	亀裂が生じている	遊具全体を使用禁 止にする	
	隙間・突 起	4回/年	紐などが引っかか り易い隙間や突起 はないか	目視による確認	隙間や引っかかり がある	隙間や突起を除去 する	隙間や突起の除去 が不可能な場合は 遊具全体を使用禁 止にする
	着地面	4回/年	大きな凹凸、石や 根の露出はないか	目視による確認	大きな凹凸、石や 根の露出がある	凹凸を埋める、石 や根を除去する	
	マット等	4回/年	めくれ、破損等は ないか	目視による確認	めくれ、破損があ る	遊具全体を使用禁 止にする	
遊具周り	周辺施設	4回/年	安全領域内に樹木 の枝が突出してい ないか	目視による確認	安全領域内に樹木 の枝がある	木の枝を剪除する	
その他							